

平成30年第2回臨時会

一宮町議会会議録

平成30年4月12日

開 会

平成30年4月12日

閉 会

一宮町議会

平成30年第2回一宮町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (4月12日)

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	1
議事日程	1
開会の宣告	3
開議の宣告	3
議会運営委員会委員長の報告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	4
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	23
閉会の宣告	37
署名議員	39

第 2 回 臨 時 町 議 会 （ 第 1 号 ）

4 月 12 日 （ 木 ）

平成30年第2回一宮町議会臨時会会議録 (第1号)

平成30年4月12日招集の第2回一宮町議会臨時会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は16名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	藤井幸恵	2番	小林正満
3番	渡邊美枝子	4番	鵜沢清永
5番	鵜沢一男	6番	小安博之
7番	藤乗一由	8番	袴田忍
9番	鵜野澤一夫	10番	志田延子
11番	島崎保幸	12番	秦重悦
13番	森佐衛	14番	杵場博敏
15番	藤井敏憲	16番	吉野繁徳

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町長	馬淵昌也	副町長	川島敏文
教育長	町田義昭	総務課長	大場雅彦
企画課長	塩田健	税務課長	秦和範
住民課長	鎗田浩司	オリンピック推進課長	高田亮

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事務局長 諸岡昇 書記 関谷智香子

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 承認第1号 一宮町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて

日程第四 承認第2号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて

日程第五 議案第 1号 大塚実海と緑の基金条例の一部を改正する条例の制定について

日程第六 議案第 2号 平成30年度一宮町一般会計補正予算（第1次）議定について

開会 午前10時08分

◎開会の宣告

○議長（吉野繁徳君） ただいまから平成30年第2回一宮町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（吉野繁徳君） ただいまの出席議員数は16名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（吉野繁徳君） 日程に入る前に、議会運営委員長より、本臨時会の運営について発言の申し出がありました。これを許します。

議会運営委員長、12番、秦 重悦君。

○議会運営委員長（秦 重悦君） それでは、会期について議会運営委員会から報告いたします。

本臨時会に提案されるものは、専決処分の承認2件と条例の一部改正1件、そして一般会計の補正予算1件であります。

よって、会期につきましては本日1日といたしたいと思えます。

以上で報告を終わります。

○議長（吉野繁徳君） どうもご苦労さまでした。

◎議事日程の報告

○議長（吉野繁徳君） 本日の議事日程を報告いたします。

日程は既に印刷してお手元に配付してございます。これをもってご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（吉野繁徳君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において指名いたします。

5番、鶴沢一男君、6番、小安博之君、以上、両名をお願いいたします。

◎会期の決定

○議長（吉野繁徳君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期は、議会運営委員会の答申どおり、本日1日としたいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第3、承認第1号 一宮町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秦税務課長。

○税務課長（秦 和範君） それでは、承認第1号 一宮町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて説明いたします。

まず初めに、議案の訂正をお願いしたいと思います。

議案つづりの12ページでございますが、下から10行目になります。「附則第6条第2項中」という書き出しがございますが、その部分、附則第6条を第5条に訂正をお願いいたします。大変申しわけございません。よろしく願いいたします。

それでは、議案つづり1ページに戻っていただきたいと思います。

本件につきましては、地方税法の一部を改正する法律等が平成30年3月31日に公布、同4月1日に施行されたことに伴い、一宮町税条例について所要の規定の整備が必要になったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

主な改正点を申し上げます。

まず、議案つづりの1ページでございますが、この改正条例の第1条でございます。こちらについては、まず第24条第2項の改正が行われております。こちらにつきましては、町民税均等割非課税限度額を10万円引き上げるものでございます。

同じページの一番下のところになりますが、第34条の2、それから次のページの第34条の

6の改正につきましては、所得控除の基礎控除、調整控除につきましては、2,500万円の所得制限を創設するものでございます。

続きまして3ページでございます。第48条の改正ですが、資本金等の額が1億円を超える法人、こちらにつきましては、法人町民税の申告を電子情報処理組織を通じて行うことを義務づけるものでございます。

続きまして5ページでございます。第92条から第94条の改正につきましては、加熱式たばこの課税区分、これを新設します。それに伴いまして、紙巻きたばこの本数への換算の方法を見直すものでございます。この見直しにつきましては今年度から5年間かけて行うものでございまして、11ページの本改正条例の2条、3条、12ページの4条、5条で施行期日ごとの改正を行っております。

続きまして8ページでございます。第95条の改正につきましては、たばこ税の税率、これを平成30年10月1日から平成33年10月1日まで3段階で引き上げるものでございます。今年度は現行の1,000本当たり5,262円を5,692円に430円の引き上げを行います。平成33年10月1日の税率は6,552円に引き上げられまして、国・県のたばこ税を合わせますと、1箱20本入りのたばこで60円値段が上がるということになります。

なお、今後の税率引き上げにつきましては、11ページの本改正条例3条、それから12ページの4条に施行期日ごとの改正を行っております。

その下、附則第10条の2の改正につきましては、字句の整理を行うとともに、本年施行される生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の特例について、この中に2項からずっと27項まであるんですけれども、これにつきましては、ほとんど字句の整理が行われております。その中で26項が新しく加えられております。この26項につきましては、ただいま申し上げました生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の特例について記載したものでございまして、国の同意を得た町の導入促進基本計画により設備投資を行った中小企業に対しまして、この設備に係る償却資産税、固定資産税の中の償却資産税というものがありますけれども、この課税標準を3年間ゼロにするというものでございます。ですから、3年間は課税されないということでございます。

12ページの本改正条例第6条につきましては、たばこ税の税率改正に伴う、紙巻きたばこ3級品に係る税率等について、所要の規定の整備を行うものでございます。

その他につきましては、地方税法改正に伴う項ずれ、字句の修正が主な内容でございます。本条例の施行期日でございますが、一部を除き原則平成30年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本件に関する質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第3、承認第1号 一宮町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本件を承認することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、本件は承認することに決定いたしました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第4、承認第2号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

鎗田住民課長。

○住民課長（鎗田浩司君） 議案つづりの22ページ、23ページをごらんいただきたいと思えます。

承認第2号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてご説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成30年3月31日に公布、4月1日から施行されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしました。そのため、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

主な改正内容でございますが、課税限度額の引き上げと軽減措置の拡充につきまして、国

の基準に合わせて改正するものでございます。

まず、1行目の第2条第2項、2行目の第21条の改正でございますが、こちらにつきましては、基礎課税額に係る課税限度額、医療分を54万円から58万円に引き上げをするものでございます。

次に、2行目、3行目の第21条第2号と第3号の改正は、軽減措置の拡充といたしまして、軽減判定所得の基準額を引き上げするものでございます。こちらにつきましては、所得に応じて均等割額や平等割額を7割、5割、2割と軽減する仕組みでございます。今回の改正では、5割軽減の判定基準額の計算におきまして、人数に掛ける金額を27万円から27万5,000円に、同様に2割軽減については49万円から50万円に引き上げをするものでございます。

なお、改正後の規定は、平成30年度分の国民健康保険税から適用となるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本件に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

14番、舩場博敏君。

○14番（舩場博敏君） 本専決処分について、反対の立場から討論いたします。

本専決処分は法改定による専決処分であり、内容は2つであります。

1つは、5割軽減、2割軽減の基準額のアップ、これは物価上昇などにより理解できるわけではありますが、基礎課税額の上限アップは負担増につながるという問題であります。これは認められるものではありません。

国が国保の財政を心配するのであれば、住民負担の増でそれを求めるのではなくて、国庫の負担金の増額こそすべきであります。そういった点から、この専決処分に反対いたします。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） ほかに討論ございますか。

5番、鶴沢一男君。

○5番（鶴沢一男君） 私は、本案に賛成の立場から討論をいたします。

本改正は、低所得者に対する軽減措置を拡充するとともに、上限のある高所得者の限度額を物価上昇に伴う所得相応の負担に改めるものです。また、これにより中間所得者の負担にも配慮することが可能になります。

ゆえに、物価上昇と所得に応じた負担割合に考慮した本案は、国民健康保険制度を維持する上で適正な改正であると判断をし、私は本案に賛成いたします。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第4、承認第2号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本件を承認することに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉野繁徳君） 起立多数。よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第5、議案第1号 大塚実海と緑の基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

塩田企画課長。

○企画課長（塩田 健君） それでは、お手元の議案つづり24ページをごらんください。

議案第1号 大塚実海と緑の基金条例の一部を改正する条例の制定について、説明いたします。

大塚実海と緑の基金条例の一部を次のように改正する。

第1条中「再生活動」の次に「及び海を生かした地域活性と海の魅力の世界への発信活動」を加える。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものとさせていただきます。

今回改正の理由でございますが、町といたしましては、2020東京オリンピック会場であります釣ヶ崎を含め、広く一宮の海岸の魅力を発信する活動にも基金を活用できないかと、大塚実氏側のほうへいろいろ相談したところ、大塚氏側から、基金の活用については、基金設

立の趣旨に沿い、町で判断し、議会の賛同をいただければとお話をいただいたところでございます。これによりまして、今回この議会において改正を行うものでございます。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） この改正につきましては、この後の議案第2号のWSLのQS6000サーフィン大会への補助金支出、これを念頭に置いて改正されるということですので、それを前提に質問させていただきます。

まず、2点ほどお伺いします。

昨年、同様に、5月末にQS6000、これが実施されましたけれども、一宮の海の魅力の世界への発信というふうに改正すると一部の文言はございますが、一宮の海の魅力の世界への発信という意味で、昨年のQS6000はどれだけ役に立ったのでしょうか。どのような役に立ったのでしょうかというところをお伺いします。

2点目としまして、これと関連しますが、このQS6000、これは昨年実施した段階で、あるいはその後に地域活性、これも文言にございますが、地域活性にどれだけ役立ったのか。要するに、町民にどれだけ、QS6000という国際的な大会ということですが、これが認知されて、町内の事業者、商売にどれだけ貢献されて還元されてきたのか、あるいは現在その効果が見られるということになっているのかということ、調査されている中身において具体的にお示しください。

○議長（吉野繁徳君） 高田オリンピック推進課長。

○オリンピック推進課長（高田 亮君） ただいまの藤乗議員さんのご質問にお答えいたしたいと思います。

昨年の大会ですけれども、オリンピック会場であります釣ヶ崎海岸ということで、世界中に発信されまして、認知度の高い国際大会でありました。また、多数のメディアにも取り上げられております。新聞報道等もございまして、いろんな方面へ発信できたと考えております。

また、町内の活性化についてでございますが、正式な数字ではございませんが、サーファーの増加、その他町民の関心も高まったことであるとと考えております。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 一昨年の平成28年のQ S 6000でございますけれども、千葉銀総研のほうで調査がございます。1万5,000人の来客者があり、9,000万円強の経済効果があったというふうな報告があります。昨年度はさらに認知度が上がりまして、私、今、正確な調査報告は手元に持っていないんですけれども、来訪者もふえ、経済効果の見積もりもさらに拡大していると、関係者の方からは伺っております。

以上であります。

○議長（吉野繁徳君） 7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） ではさらにお伺いします。

千葉銀総研の調査では9,000万円強ということですが、その9,000万円強というのが、果たして町内の事業者なのか、町民なのか、その辺のところはどうも、千葉銀総研の報告も資料としていただきましたが、掲載されておられません。ですから、町内に対する、町民に対する、あるいは事業者に対する還元というのがどうもあやふやな状況としか見えません。

今回はピンポイントで、このサーフィン大会への補助金支出を目的とした条例改正ですから、こうしたはっきりした形で、町民に還元されていないではないかというふうにしか見えない、多額の補助金、予算支出をすることが、果たして町民に納得を得られるのかどうか、そのような目的でいいんでしょうかということが1つ。

さらに、町長ご自身、つい先日、3月2日の全体会議でございましたが、サーフィン大会への補助金支出はしないというふうに話しておりました、この場ですね。私が質問したことに対して、オリンピック推進課長もそのようにお話しいただきましたし、町長からもそのようにお話しいただきました。

1カ月ほどしかたっていないんですけれども、それにもかかわらず、わざわざ条例改正までして、やらないと言った補助金を出すというのは、何か別の背景があるんじゃないかと、そう詮索されるかもしれません。それでいいんでしょうか。そうなることで、なおさらオリンピックへ向けた町民、町内、町外、全体へのサーフィンの認知、機運醸成というふうに言っておりますが、むしろそれが損なわれてしまうんじゃないでしょうか。冷たい目で見られることになるんじゃないかというふうに心配しますが、どうでしょうか。お答えください。

○議長（吉野繁徳君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） ただいまの藤乗議員のご質問にお答えをいたします。

3月2日、全体会議でというお話でございますけれども、その折に申し上げましたとおり、昨年度のQ S 6000の補助金の支出に際して、関係者の方から、この後はオリンピックに向けて盛り上がってくるというふうに考えるので、企業からのさまざまな寄附金も獲得できるというふうに考えるので、公金の支出を受けないでやることを目指したいというふうに承りました。

私どもとしては、行政に頼らず遂行していただけるものとして期待を込めておりましたんですけれども、しかし実際に、皆様もお感じになっていらっしゃるかもしれませんが、オリンピック、余り今、日本で大きな盛り上がりを見せているというところまでは至っていないということです。そういう中でWS Lの、私が3月2日の全体会議で申し上げたのはそういったことであります。

ただ、そのときに私、これは記録をご覧いただければお分かりになると思うんですけれども、今後の状況は、またよく見定めながら進めたいというふうに申しました。私自身、事態の推移について確実な見通しを、関係者の方々がおっしゃっていたことを軸に考えておりましたけれども、それ以上の収支の状況についての明確な見通しを持っておりませんでしたので、今後の推移を踏まえて対応を考えたいと申し上げた次第であります。

そういう中で、3月9日でありますけれども、関係者の方々から、実際に運営費、人件費、そして設備費、2,000万円がどうしても足りないということで、切り詰めながら行うけれども、総予算が6,000万弱であります。その中で選手の賞金分は集まった。しかし、まだ設備費、人件費の部分が足りないということで、それを補助金を申請したいというご意向を寄せていただいたわけであります。

私といたしましては、大変残念には思いました。当初おっしゃっていたことが実現していただけないということでありましたから、信義上の問題も場合によってはあり得るというふうに思いましたけれども、しかし私がこれをなぜですかと申し上げても、事実としてそういう状況を示されると、いたし方ないこととして現実を受けとめざるを得なかったということでもあります。

その中で、私といたしましては、Q S 6000が一宮釣ヶ崎海岸で行われたい。もし私どもがこの要望にお応えしないと、Q S 6000が行われたいということになる可能性がある。それを大変危惧いたしまして、私といたしましては、この支出に向けて決断をするに至った次第であります。

この条例改正につきましては、先ほど企画課長から申し上げたとおり、Q S 6000の支出に

ついて、大塚商会会長から賜りました大塚実海と緑の基金、これを充当する可能性があり得るかもしれないということで、大塚商会のシーサイドオーツカのお立場からも、町のほうでしっかりと協議をして、最もいい形で使っていただけるのであれば、妨げるものではないというご意向をいただきましたので、私どものほうで、こういった条例改正のほうへと歩を進めることにいたしました次第であります。

ですので、ここ一月余りで変更があったということにつきましては、大変私も残念に思いますけれども、私といたしましては万やむを得ない緊急避難的な措置であると、この私の苦衷をお察しいただければと存ずる次第でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 今のお答えを受けまして、さらにお伺いします。

一月余りということですが、そもそもこの補助金要望というか、要望書もそうですが、要望書以前にあらかじめそういう話があったはずですが、これはいつだったんでしょうかというのが1点。

2つ目としまして、地域活性という意味では、昨年のQ S 6000は、町内、町民にも実際には、先ほど千葉銀総研の話がございましたが、私がお聞きする範囲内では、町民にも何ら役に立っていないというふうにしかなじられないですね。具体的に事業者、店舗、その他にどのような調査をされたのかがわからないんですけれども、建前だけで言葉を並べて効果があったというふうに言っているようにしか聞こえない。町の事業者の収益アップにどれだけつながったのかというのが第一だと思います。

そしてさらに、町民の皆様、これは一般的な町民ということですが、サーフィンを特に愛好するという方だけでなく、認知度が高まるということが次に重要なことじゃないかなと思うんですね。

その点から申し上げますと、昨年のQ S 6000は、例えば花火大会あるいは海開きの行事、海水浴場開設、これにはるかに及ばないところです、認知度や経済効果といった面ですね。それどころか、上総おどりとか灯籠流しとか、こういったものにもはっきり言って負けていると思います。渚のファーマーズマーケットとか、そういったところも同様ですね。

下手をしますと、商工会の盆踊り大会と同程度の認知度しかないかもしれないというふうにしかならないんですけれども、こういった状況に対する具体的な対応策は、旗を掲げたり、ポスターを張ったりということしか、実際にはできていないんですけれども、今、イ

ンバウンドというのをキーとして世界に発信すると、それで地域活性につなげる、そういう傾向にある中で、サーフィン大会が地域活性に重要な役割を担うような取り組みが、認知度を上げるということも含めて十分できていないと。それにもかかわらず、今回の大会のためにだけ補助金支出をするということに、そのピンポイントに条例を改正するというのは、経緯から考えますと、これまでの準備だとか調査だとか、そういった本来やるべきことを考えますと、間違っているというふうにはかと思えません。これが2つ目ですから、それについてお答えください。

またさらに、3点目としまして……

○議長（吉野繁徳君） 藤乗議員、簡潔にお願いします。

○7番（藤乗一由君） はい。

補助金要望が、今私が申し上げたようなところから出てきた場合に、この条例改正をして、これは断ることができませんね。例えば渚のファーマーズマーケットを海岸周辺で行いたいというようなことがあった場合に、これは地域活性につながるからというような話で、これまで以上に大きな規模でやりたいんだという話で、100万、200万という補助金の要望が出ましたということが具体的に仮にあったとします。これは、私から見ますとQ S 6000よりも地域活性につながるし、町民への認知にも多大な影響をするものですから、むしろQ S 6000への2,000万よりも、100万台というようなそちらのイベントのほうがいいんじゃないかというふうに思ってしまうわけです。ですから、そういったことに対して、どのような準備をされているのでしょうか。その辺のところを3点目としてお伺いしたいと思います。

○議長（吉野繁徳君） 7番、藤乗議員さんに申し上げます。

質疑に関しましては、会議規則第54条で同一質問2回までという、超えることはできないとなっております。特に議長の許可を得たときには、その後2回、3回はという内容でございますので、今回のこの質疑は3回目となります。

○7番（藤乗一由君） 議長、申しわけありません。

本来この7点を一度に質問すればよかったんですけども、順次分けないと、やっぱり話が混乱してしまうおそれがありますので、3段階に分けさせていただきました。ご了解いただきたいと思います。

○議長（吉野繁徳君） これは質疑なので、ほかの議員さんもまた質疑が出るとしますので、今、7点ですか、これで最後でいいですか。

では、3回目となりますので、この質疑を最後というような形で結構ですか。

○7番（藤乗一由君） はい。

○議長（吉野繁徳君） わかりました。

では答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） まず広報の面ではありますが、これは大会関係の方から伺っておりますけれども、ユーチューブなどでの、これはその再生の回数をチェックすればすぐわかることでもありますので、この議会が終わりましたらそれもチェックしてみたいと思いますけれども、その競技の放映がユーチューブに載って相当再生されたというふうには私も伺っております。昨年度についてですね。

ただ、昨年については、放映権においてさまざまな関係する会社の間で制限が設けられて、余りマスコミへの大幅な露出というのが難しかった。今回は、NHKを初め大手メディアが次々に取材に訪れるということで、相当広範囲の放映がなされるという予定になっております。

それから、地元の業者への直接の潤いというものはどうなのかということで、これは昨年なんですけれども、私のほうから何軒かの町内の飲食業者の方に頼んで、大会関係者の方とご相談の上、会場地へブースを出していただいて食品の販売を進めていただきました。それは何日出ていただいたのか、最終的に私、そこの細かいところを、幾らの売り上げだったのかまで伺っておりませんが、私が伺ったときには、大変喜んでおられたということではございました。

今回、全町的な盛り上げということで、今までサーフィン、スポーツということではあったんですけれども、直接かかわっていただくことのなかった一宮町の体育協会のほうで、全面的に応援してくださるということでありまして、今、どういう名義でお加わりいただくか、ご後援なのかご協力なのか、そういうところを折衝中でありまして、体育協会も全面的にバックアップをいただけるということになりました。

そして、これは昨日、私が商工会青年部の方とお話ししたときの、これはプライベートのレベルでの話ですけれども、商工会青年部の皆さん方なども一緒に、こういったところにも力をかしてくださる、一緒に盛り上げましょうというお話はございました。サーフィン業組合の皆さんともいろいろ連携していくというお話であります。Q S に特化したお話はそこまでなかったかもしれませんが、そういうお話をさせていただきました。

ですので、私は、今回以降、オリンピックをにらんで全町的な盛り上げの枠組みができつ

つあるというふうに思っております。役場も率先して、今、藤乗議員からおっしゃっていただいたような不整合の感を皆様に差し上げているとすれば、それは解決しなければいけない課題だと思っておりますので、今年、そしてまた来年もごさいます。来年については、町は真っ正面から捉えてしっかりと対応をさせていただきたいと思っております。

今年、先ほど申し上げましたように、主催される方々が、昨年そのように自分たちでやろうという覚悟を示していただいたものですから、そこにご努力にお任せしました。しかしこれは、私は今、判断としては間違っていたというふうに思っております。町が最初からこれに関与して、お金の、寄附金の獲得などにもさまざまな私どもも協力をさせていただいて、しっかりとした収支計画をつくっていく、そして町の事業として全町的に取り組むということを経験から組むべきだった、これは私、大変皆様にも申しわけなかったと思う次第でございまして、この場でおわびを申し上げる次第です。

しかし、これは来年度に向けて基本的に姿勢を改めて、町の中核的業務の一つとして、大会運営の皆さんとともに、しっかりとした資金運営を確保していくと、そういったことをここでお約束させていただきたいというふうに思う次第でございまして。そういうことで、その中で全町的な枠組みの中での盛り上げということは、精いっぱいやっていきたいというふうに思います。

オリンピックへ向けてQ S 6000を連続して行うということ、町としてはオリンピックへの助走として、非常に重要なタスクとして位置づけてまいりました。そういう意味では、オリンピックというのは、これは大変巨大な任務であります。そのことに向けてそれなりの準備を私どもがしていなくてはならないと。このときに実際に私どもが、オリンピックを行うときにどういふ我々が予見し得ないことがあるのか、そういったことも、この世界大会を行うことを通じて十分予行演習をしておく必要があると思っております。私はそういう見地から、今、藤乗議員がおっしゃられたような町内の経済的回路への切望という意味では、それはもっと明示的に私もできる方向に持っていきたいと……

○議長（吉野繁徳君） 町長、簡潔にお願いします。

○町長（馬淵昌也君） 思いますけれども、その観点に加えて、今申し上げたようなオリンピックの準備ということで、これは不退転で行いたいというふうに思っているところであります。ご理解を賜れば幸いです。長くなりまして申しわけありませんでした。

○議長（吉野繁徳君） ほかに質疑ございますか。

（「議長、まだ残りの答弁。補助金の要望の話がいつあったのかという

ことと、ほかのイベントに対して要望があった際の対応、要するに基準のようなものですが、そういったものについて」と呼ぶ者あり)

○議長（吉野繁徳君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 3月9日に初めてお話を伺いました。

そしてあと、他の団体からということだと思いますと、私どもの今のガイドラインとしては、オリンピックに直接つながるといことで、Q S 6000というのを特別に私どもは位置づけているわけですが、そのレベルでなければこの補助金の枠には該当しないというふうに、私どもの中では考えている次第であります。

○議長（吉野繁徳君） 答弁終わりました。

ほかに質疑。

2番、小林正満君。

○2番（小林正満君） 先般、長生郡市、夷隅郡市のサーフィン協議会ができたと思います。

これについてはサーフィン競技、オリンピック等を応援しますということ、近隣の町村が集まってできたと思いますけれども、この協議会で、この2,000万を、Q S 6000に対しての支援をするというような話し合いをしたのでしょうか。その結果がこういった2,000万を補助するというような形になったのかをお聞きしたいのと、あと、収支計画書の中で内訳、各種企業協賛金ということで2,900万あるんですけれども、見込みと金額の内訳のあれが2種類あるんですが……

○議長（吉野繁徳君） 小林議員、補正のほうで。

○2番（小林正満君） だから、要するに不足した場合に2,000万以上を、また再度追加で補助金を出すのか、その辺はまだお考えないのかをお聞きしたいと思います。

○議長（吉野繁徳君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 協議会には、これはお諮りをいたしておりません。3月9日にいただいたときに、私どものほうといたしましては、一宮町の大塚実海と緑の基金を利用する可能性があるのではないかということ、私のほうから大塚実会長のご意思を確認させていただこうというふうに思って、お願いをした次第であります。

そういう流れで進みましたので、それで口頭でのご伝言をいただいたのでございますが、町行政と議会とで趣旨に反しないで有効に使っていただければというふうなことでご回答をいただきました。そういった流れでまいりましたので、私といたしましては、協議会のほう

へはお諮りをいたさなかったということでございます。

それからもう一つの、今後これ以上の出費があるかということですが、それは全く考えておりません。あり得ないことだと思っております。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

ほかに質疑ございますか。

6番、小安博之君。

○6番（小安博之君） この基金条例を変えるということで、今まで大塚さんからいただいた基金の活用というか、使用要件の緩和であろうかと思えます。

海を生かした地域活性という文言と、あと魅力の世界への発信という2つを加えるということなんですけれども、地域活性ということで、先ほどの藤乗議員の質問の中の最後と同じような趣旨だと思うんですけれども、今、海を生かしたイベントとかやっていますけれども、そういったものに関して、今後もし援助要請とかあった場合は、当然それは、要するに地域活性につながっているものであれば、この活用に値するというのであれば、当然使わせていただくということになるのでしょうか。

○議長（吉野繁徳君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） この条例の改正案でございますけれども、文言として、「海を活かした地域活性と海の魅力の世界への発信活動」ということございまして、これは世界への発信ということを重く見ておりまして、この枠組みでは、通常の町の中でのさまざまな海のイベントは予想しておりません。

○議長（吉野繁徳君） 6番、小安博之君。

○6番（小安博之君） 私の勘違いかもわかりませんが、要するに地域活性という文言と世界への発信というのは、これはアンド、両方兼ね備えたものじゃないと支出しませんよということなのか、地域活性になるか、もしくは世界発信できる、要するにオアなのかアンドなのかというのはどっちなんですか。確認の意味で。

○議長（吉野繁徳君） 塩田企画課長。

○企画課長（塩田 健君） 今回の改正におきましては、アンドでございます。

○議長（吉野繁徳君） いいですか。

（「了解しました」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） ほかに質疑ございますか。

15番、藤井敏憲君。

○15番（藤井敏憲君） 今回の議案について、いずれ採決しなきゃいけないと思います、今日議案が出てきたわけですから。それで、2,000万という大金の採決に当たって、使い道だとか今後の問題とか、どのように考えているのかをちょっとお聞きしたいんです。

というのは、今、議会で話していることは一般町民はわかっていないと思うんですよ。だから、その内容がわかるように説明してもらいたいのと、仮に賛成多数で可決した場合に、町民にどのようなものを、納得してもらえそうな書類を出していけるのか、ちょっとお聞きしたいです。そういう計画は持っているかどうか。

○議長（吉野繁徳君） 藤井議員、補正のほうの話に入っているような感じがするんですが、今の議案に関しては、大塚実海と緑の基金条例の改正に関してなんですが、次の案の補正の件で質疑に入ってもらえれば助かります。

（「了解しました」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） ほかに質疑ございますか。

5番、鵜沢一男君。

○5番（鵜沢一男君） この大塚実基金の条例の目的は、環境の整備だとかその保全に使ってくれという、一個人が私財を出していただいて成立した基金だと、そういうふうに理解しています。

町長の今の話を聞いていると、サーフィン大会に援助したいんだと、それについてよく意気込みはわかりましたけれども、本来、個人がこういう目的で使ってくれと出してもらった基金を、町の都合で変えて出すということはどうなのかなというふうに考えます。本来の目的から離れていくことになりますので、もし本当に必要な支出であれば、そのために町には財政調整基金があって、それを一般会計に繰り入れて出せばいい話なんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

私は、この条例を変えて支出をする必要は全くないと考えています。必要なものであれば、一般会計、財政調整基金から出すべきじゃないかと考えますけれども、その辺の考えをまず聞かせてください。

○議長（吉野繁徳君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 私が先ほど申し上げた大塚会長のご意思を確認させていただきたいというふうなことは、実は今おっしゃっていただいたことに沿うことであります。私も、ご寄附を賜った、大変貴重なお志に対して、それにずれる形での使途というものは避けるべきだと、そのように考えましたので、こういった文脈を踏まえてご意向をいただけるかというこ

とで、お願いを申し上げた次第であります。その結果、それは私ども行政と議会のほうでしっかりと議論して、いい結果を出してほしいというふうにおっしゃっていただきましたので、私としては大変ありがたいと存じた次第でございます。

そして、一般会計、財調から出さないのはなぜかということでもありますけれども、大塚基金は使途が限定されております。そういう意味では、今回条例改正を行うのも、今申し上げたアンドの意味でありますけれども、限定された中でここだけ特別に支出するという枠をつくりたいということで、大塚基金を使わせていただいている、条例改正と組みにしてですね。財調ですと、これは本当に無色透明のお金ですので、さまざまなことに使えるものであります。それを、オリンピックのためとはいえ急に来たそうした、援助はしなきゃいけないとはいえ一般会計のほうから投入するということは、今後、私はさまざまなときにそういう駆け込みが来たときに、もちろんこれは一つ一つ考えなきゃいけないんですけれども、それに比較的近接している部分で考えるべきであると。一般会計の透明な部分はなるべく最後に残しておきたい、そのような判断からこのような案をご提案したということでもあります。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

5番、鶴沢一男君。

○5番（鶴沢一男君） 今答弁いただきましたけれども、私の言った趣旨と答弁がかみ合っていないと思うんです。こういう目的で使ってくださいよと大塚さんが個人的に出してもらったと。その趣旨を曲げてまで、今回これを条例を変えて使う、その必要があるのかということを知っているわけです。本当に町で必要なものであれば、財政調整基金を使ってやればいい話であって、個人の意思で始まったものを、これを変える必要はないじゃないですか。例えば、どうしても必要だったら、これがだめだったら、東口の基金から持ってきたっていいし、オリンピックが関係するのであれば、ここから出す必要はないんじゃないですかということを知っているわけです。

それと、例えば、今、町にふるさと納税が随分来ていますけれども、みんなこのふるさとのために使ってくれという納税なんですよね。そういう趣旨があるから来ているわけです。それを町のそのときの都合で変えていいのかという話にもなっちゃうわけです。だから、決まっている尊いお金、貴重なお金をいただいているんだから、その意思に沿ったものは、それはそれで使って、必要なものがあるのであれば、町の財政調整基金からやったらどうかということを知っているんです。

町長の答弁は、いろいろ言っているけれども、私の納得する話じゃないですよ。もう一度

お願いします。

○議長（吉野繁徳君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 私がそうした判断に至ったのは、実はこの2,000万のご要望をいただくときに、一方でシーサイドオーツカのお立場においても、町と議会でしっかり議論していただければという、その上であればということでご意向をいただいたということがございました。これは事実でございますので、出しなさいとか、出したらいいじゃないかとかではありません。町と議会とでよく相談して、いい使い方ができれば、それは差し支えないのではないかというレベルでの話をいただいたという次第でございます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

5番、鵜沢一男君。

○5番（鵜沢一男君） 私は、町長、この基金を使う必要がないだろうということを言っているんですよ。今の答弁はそういう話じゃないから、答弁不十分ですよ。しょうがない、これで僕は終わりますけれども。

○議長（吉野繁徳君） わかりました。

ほかに質疑ございますか。

2番、小林正満君。

○2番（小林正満君） 先ほどの町長の答弁の中、大塚実さん本人から直接聞いた話と、シーサイドオーツカさんが言ったという話が、ちょっと私、聞き取っているほうで一緒くたになっているんですが、大塚実さん本人から話されて、町と議会が承知すれば大塚基金を使ってもよろしいということなんですか。ちょっとその辺を確認。

○議長（吉野繁徳君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 私が大塚会長のご意思を確認させていただきたいということで、そしご意思を口頭でお伝えいただいたものを私どものほうへ寄せていただきました。そこにそのように記していただいたということでもあります。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

2番、小林正満君。

○2番（小林正満君） 口頭でお伝えしたと、要は又聞きということでよろしいですか。

○議長（吉野繁徳君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） そのとおりであります。

○議長（吉野繁徳君） いいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) 10番、志田延子君。

○10番(志田延子君) これは本当に時間が足りなかったんですよね。余りにも拙速だったとは思いますが、この中でQ S 6000という大会がどういうものかとか、皆さん全然ご存じないわけですよね。プロの世界のこれは大会なので、一番トップがCTと、チャンピオンシップというのがあるんです。その次がQ S 10000で、今回一宮でやるのがQ S 6000で、これは1年間に6回いろいろな都市でやって、その都市が……

○議長(吉野繁徳君) 志田議員、質問が……

○10番(志田延子君) だから、そういうものをちゃんと説明して、そしていかにこれが、やらないと、オリンピックというのは国家事業ですよ。そのために一宮が恥をかくわけにはいかないんです。ですから、もちろんこれに関しては賛成しますが、世界に対しての魅力の発信とかそういうことも絶対的にあるんです。だから、そういうものを理解していただくための努力が足りなかったということと、それからもっともっと、今度は来年度に向けてだったら、町がやっぱり主催になって、ほかの都市を聞くと、みんな開催する都市が主催で、そしてその中にいろんな団体が入ってやっているそうなので、そういうこともみんな勉強して、そしてそれを我々にも教えていただければと思うんです。

こういうものを、本当にオリンピックを成功させるために、みんなが一体となってやっていけるような環境づくりをぜひしていただきたいと思います。これは本当にいろんな意味で、みんな知らないんですけれども、サーフィンをやっている方たちは本当に世界にいろいろ発信されていますので、ぜひ必要なことだと思っておりますので、条例を改正して、そして今回は支出することが私は妥当ではないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長(吉野繁徳君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

7番、藤乗一由君。

○7番(藤乗一由君) 7番、藤乗です。

これまでの質疑を、流れを聞きまして、私としては賛成しかねるということですので、以下の大きく4点について私としては問題点と考え、申し上げさせていただきたいと思っております。まず1点目、先ほどの質疑の中でのご答弁、これによりましても、基金支出の基準が明確

にされておられません。その点が今後の基金の利用という点で非常に不安を覚える点がございます。これによってこの点が問題と考えます。

2点目、この基準を明確にするための準備として、各種イベントなどの事業の効果、情報、意見収集、こういったものが十分にされていません。計画性がない、補助金支出を目的とするためだけの条例改正は手順として間違っております。

3点目、基金を生かす道は、これは条例にあるとおり、海岸環境の保護保全、これが第一義となっております。改正の文言中に、地域活性、海の魅力の世界への発信活動などの文言を入れることで、今回、ピンポイントで特定のサーフィン大会への補助金支出を可能とする、こういう条例改正は、あたかも現在国会で問題となっている、加計学園問題における国家戦略特区の利用の流れをずっと小さくしたような形に見えてなりません。こうした問題を小さくしたような形になってしまう、このような疑念を抱かせるような条例改正そのものが問題であると考えます。

4点目、先ほどの質疑の中で、町長ご自身が今回のやり方は間違っているというふうにおっしゃっていました。間違っている流れの中で、条例改正をしてまで基金から出すべきというものではございません。むしろ間違っているという認識であるならば、鶴沢議員のおっしゃるように、一般会計から拠出すべきものとして提出しなければならない議案だと思います。よって、条例改正の必要はございません。

以上によって、議案第1号 大塚実海と緑の基金条例の一部を改正する条例の制定について、これに反対いたします。

○議長（吉野繁徳君） ほかに討論ございますか。

1番、藤井幸恵君。

○1番（藤井幸恵君） 1番、藤井幸恵です。

私は、大塚実海と緑の基金条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論をいたします。

この条例改正は、提案理由の説明にありましたように、寄附者である大塚氏側のお考えが反映されています。一宮町の釣ヶ崎海岸でオリンピックが開催されることを受け、今後は、一宮の海岸の魅力を発信するような事業にも有効に活用していただければとの意向を受けて行うものであり、当町の財政状況に対する深いご理解のもと、町の未来と地域活性化への願いが込められた大変ありがたいお言葉であります。

よって、この寄附者の意向に沿った本条例の改正は適正なものと判断し、賛成するもので

す。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） ほかに討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第5、議案第1号 大塚実海と緑の基金条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉野繁徳君） 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第6、議案第2号 平成30年度一宮町一般会計補正予算（第1次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） それでは、議案第2号 平成30年度一宮町一般会計補正予算（第1次）議定についてご説明いたします。

議案つづり26ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,050万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億4,550万円とするものでございます。

歳出のほうからご説明いたします。

33ページをごらんください。説明欄によりご説明いたします。

最初に、東京五輪準備事業、サーフィン世界大会補助金2,000万円についてですが、今回補助しようとするQ S 6000は、国内最大級のサーフィン大会であり、この国際大会の試合結果が、2020年のオリンピック出場につながる重要な大会となっております。平成28年度、29年度と本町で実施してきたこの大会を今年度も継続することにより、さらに機運の醸成につなげようとするものでございます。総事業費約5,600万円に対し、上限として2,000万円を補助するものでございます。

なお、本大会の予算につきましては、事前にお手元に配付させていただきました資料をご覧いただきたいと思います。

次に、まちづくり推進事業、釣ヶ崎広場基本構想委託料50万円についてでございます。現状の広場につきましては、この基金が設置される以前から、大塚実氏の先行投資により環境整備が図られていましたが、今回、オリンピックサーフィン大会が開催されることになり、大会終了後には一定の環境変化、景観の変化が予想されます。そこで、大会終了後もこの広場が町民や観光客にとって憩いの場となるよう、基本構想を策定しようとするものでございます。

この基本構想につきましては、オリンピックサーフィン大会が開催されるか否かを問わず、もう少し大塚会長の一宮町の環境への思いを深く認識し、基金条例を設置した段階から進めておくべきだったということに気づいたことから、今回、一緒に補正案として計上させていただいたものでございます。

歳入につきましては、31ページをごらんいただきたいと思います。

この財源につきましては、全額を大塚実海と緑の基金から繰り入れるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

8番、袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） 今ここに、収支計画書、そしてそれに対しての支出に関しての項目に関する書類をいただいております。

先ほど収入に関しては、基金のほうからの流用という形で話が進みました。私は、今ここに一つ問題といたしますか、大きなものは支出に関してだと思っております。それは、きょうも数名の方がいらしておりますけれども、やはり地域の皆さんに、町民の方に納得がいく支出というのは必要だと私は思っています。ですので、今、我々にこれが配られましたけれども、実際に使われた後、町のほうから、大会項目の支出に関しての詳細、そして支出金に関しての細かなものは出してもらおう。そしてまたそれを閲覧できるように、町民の皆さんが納得いくように、見てもいいよというような説明文が出るのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思っているんです。

○議長（吉野繁徳君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） これは大変大事なことであります。私は大会の責任者の方から、その件につきましては、収支の報告につきまして細目まで、請求書、領収書、場合によっては、こちらが要望すればですけれども、振り込みの記録まで、全て閲覧させていただけるという確約をいただいております。

公金の支出については、どこまでも透明性を確保するというので、事業遂行の責任者の方は私におっしゃっておられます。そういうことですので、皆様にもそこは共有していただけるというふうに考えます。

○議長（吉野繁徳君） いいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 藤井議員、先ほど途中でとめましたもので、もし質疑があればどうぞ。

○15番（藤井敏憲君） 同じことなのでいいです。

○議長（吉野繁徳君） ほかに質疑ございますか。

9番、鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） 先ほど来、質問が出ているんですが、かぶるところがあるんですが、あえて質問します。

まず1つ目として、私はこの臨時議会に、昨年のQ S 6000の収支報告書を出してくださいという依頼をいたしました。ところが今回ありませんでした。その昨年のときの補助金の額が、県が1,000万、町が500万という補助金を出されたと思います。今回、県が補助しないという、1つの質問ですが、その理由をお願いします。

それから、2回までですので全部言っちゃいます、先に。

2問目として、今回の補助金2,000万円に対する、昨年の決算と予算書、予算書はこの議場に提出してあるので、前もって私なんかは見られませんでした。今回これを見させていただいて、いきなりこれで本会議で採決するということはどういうことなのか伺います。2問目です。

3問目、今回、5月19日から27日、9日間のQ S 6000の大会があります。なぜ1カ月前にこのような話をしているのか、何か魂胆があるんじゃないかというふうに勘ぐっちゃいます。その根拠を教えてください。

4問目、収支予算書の中に、歳入のところに町補助金が2,000万、各種企業の協賛金2,900万、確定は1,700万となっています。参加者のエントリー費が440万、その下にWSLジャパンという、これはWSLの自己資金ということで315万8,500円、これが不足分ということで

計上してあります。

本来、主催者側が、これはWSLジャパンというのは主催者ですよ。ブルーのこれにも書いてありますが主催者です。世界プロサーフィン連盟が主催する大会、日本国内でもいろいろ大会があります。本来、今回でいうと2,000万は主催者が出すべきものであって、町はその不足分として315万8,500円を補助するのが妥当じゃないかなと思うんです。その辺の理由をお願いいたします。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 決算書は私どもの手元にあります。お手元に差し上げていないのは、ちょっと私はその経緯がわからないので、後ほど課長のほうから差し上げたいと思います。

県が出さないのはなぜかということでもありますけれども、これは昨年の段階で私が承っていたことによりますと、県は同じ大会には2回まで、毎回引き続いて補助はしないという方針だというふうに承っておりました。1年目、2年目と1,000万ずつ出ているんですけども、これは課が、出した源が違っておまして、オリンピック課と、それから商工観光課、そうした方向から出ているものであります。出どころが違うということではありますが、3年目は難しいということで、最初から承っておりました。

それから、予算書をここで直ちにとということでもありますけれども、これについても後ほど高田のほうから、この資料の配付その他についての形については、担当者のほうから申し述べさせたいと思います。

なぜ1カ月前にとということではありますが、その気持ちは私も、先ほど申し上げたとおりでございます。ただ、私、先ほど申し上げましたとおり、QS6000をやらないという選択はないと私は判断いたしました。そういうことで、万やむを得ない緊急避難として、私は町の支出を考えるということに至りました。

ただ、私としては、ここでちょっと補足的なことを申し述べて、先ほどほかの議員さんからも出たことに関連するもので申し上げますけれども、これを出してそれっきりとするつもりはありません。私の力でさまざまな寄附金を募って、これをできる限り戻していきたいというふうに考えております。今、そのプロセスのさなかにありますので、どこまで私の努力でこれが伸びるか、それはまだ何とも申し上げられませんが、決して、これを支出した形で皆様によかったねと言っていたらこうと、それだけではなくて、このお金そのもの

については、私の努力で戻していきたいというふうに考えております。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

質疑どうぞ。

○9番（鵜野澤一夫君） これは2回目にカウントしないでください。

収支予算書の中の主催者が不足分を補うと、町が2,000万という、その根拠を答弁されていない。

○議長（吉野繁徳君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） これは、現在足りない分、参加者のエントリー費も実はこれはWSLのほうに本来はいくものであります。それをこちらに充当するというのでやっているわけですけれども、金額が非常に大きい。そして私が危惧したのは、WSLというもののQSというのは、賞金の額もランクによって決まっております。そして運営費もその規模によって、かなりそれと連動して多くなったり少なくなったりします。このお金が、運営費が集まらない場合、ダウングレードする可能性がある。例えばQS3000とか、そういったものに変える可能性がある、そのように関係の方から伺いました。

そういうことで、私は大変これを恐れた次第であります。確実に中核部分を行えるだけの支出を町が支えないといけない。後の努力で町への負担をなるべく軽減するということはすべきであると考えますけれども、ここは緊急避難的に中核部分をサポートできたというふうに判断いたしました。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 高田オリンピック推進課長。

○オリンピック推進課長（高田 亮君） お手元にお配りしました収支計画書等の資料でございますけれども、議案の内容、あと説明では事足りないというふうに考えましたので、お手元に配付させていただきました。時間的に本日になったことに関しては申しわけなく思っております。

あと決算書につきましても、オリンピック推進課のほうに昨年の分、一昨年の分がございます。ご覧いただくことは可能ですので、申しわけありません、議会後にお見せしたいと思います。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 9番、鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） ただいまの説明で、本当によくわかりません。本来であれば、こう

いう大事な補正予算2,000万ということを出してくるのであれば、これでいきなり本会議で、事前にちゃんと説明をして、全体会議じゃなくて説明会議を開いて、昨年の実績だとか、ここの予算だとか、そういうものを我々議員に説明していただいてから、それからこの臨時議会を迎えるべきであると思います。その辺はどうなっているのか町長に伺います。

○議長（吉野繁徳君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 私どもといたしましては、この臨時議会をこういう案件で開かせていただきたいと。その後、例えば議員の皆様におかれましても、それぞれのお立場で情報収集をして、分析を賜ればというふうに考える次第であります。私どもといたしましては、手持ちの資料は全て皆様には差し上げて共有させていただきますので、そうしたこともひとつお進めいただければというふうに思う次第であります。

（「要望でいいですか。3回目いいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） どうぞ。9番、鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） 鵜野澤です。

これは正直言いまして、町民の方がこの内容を知って、急遽1カ月前にこういう予算を出して、それを議会が決定して承認するということになりますと、町民の方々は議員に対しても不信感を抱くかなと、町長に対してもそういうことを言えるんじゃないかなと思います。何のために我々議員がいるかということも、町長も十分考えていただいて執行していただかなければ困ると思います。

以上で私の質問は終わります。

○議長（吉野繁徳君） ほかに質問ございますか。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 7番、藤乗です。何点かございます。

最初に、去年は、これまでも話題になっていますが、補助額1,000万、うち町が500万、これに対して今回は余りにも高額過ぎるという点です。そこで、WSLの大会予算のうち、同レベルの国内で実施された大会の近年の実績と予算額、おおよそで結構ですが、それと、そのうち公的補助金額、こういったものがあつたのかなかつたのか、幾らぐらいただつたのかというところが最初の1点目の質問です。

2点目としまして、この2,000万という補助金額は、ここで仮に採決されて通った場合に確定なのではないかということです。今後協議の中で、昨年と同等の500万にしますという形になることもあるのでしょうか。あるいは場合によっては、余りにも高いわけですから、

その金額じゃおかしいじゃないかと、先ほどの鵜野澤議員のお話もございましたが、町民の皆様への納得という部分にもかかわると思います。

3つ目としまして、馬淵町長は3月2日の議会議員全体会議におきまして、Q S 6000への補助金支出はしないというふうにおっしゃっております。そこで、この補助金支出をしないということはいつの時点で決定したのか。何月何日ということがわかれば一番いいんですけども、少なくとも、例えば今年の6月に、WSLではありませんが、千葉県知事杯、これの説明が全体会議においてございました、6月19日。この時点の認識では、それ以前にお話があったように、もう既に今年のQ S 6000は実施されて終わっております。報告が簡単であったかと思いますが、それで、この時点では来年は1段階レベルを上げてというお話があったことをそのまま認識していたというふうには私は考えておりますし、議員の皆様も、来年もあるんだなというふうには考えていらしたと思います。来年も補助金を出すというのはいかかなものかというふうには考えていた議員の方も何人かいらしたかと思いますが、そこで、この補助金支出をいつの時点でしないと決めたのか。それにあわせて、支出しないということを決めた理由、そここのところをご説明いただきたいと思っております。

先ほど町長から、予算が縮小されると大会規模がダウングレードされるということもあり得るというお話もございましたが、これも当然、主催者側といろいろ話し合っている中で、事前に十分な準備をしておれば、今年の段階、1年以上前の段階でも、そういうことはあり得るという想定ができたはずですよ。

しかも、3月2日の時点で説明があったときに、私のほうからも、これは場合によってはよその地区での実施ということも、要するによそに持っていかれてしまう。千葉県外ということも含めて、そういうこともあり得るんじゃないですかということも質問として申し上げましたが、それについても、主催者側の努力にお任せしますという回答でございました。そこで、そのやめた理由という点について3点目としてお伺いしたいと思っております。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁願います。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 公的な補助の規模でありますけれども、このQ S 6000、3カ年にわたって一宮町で行うわけではありますが、2016年のQ S 6000は、一宮町から、これは地方創生の資金ですが1,000万、千葉県から1,000万で、2,000万の公的補助で行いました。全部の経年的な予算の規模もあります。平成28年度の合計が4,508万で行ったということでもあります。

平成29年度は千葉県が1,000万、一宮町が500万で、合計6,297万7,000円で行っております。

これが、1年目が2,200万、2,000万と記憶しておりましたが、平成29年度が1,500万の公的補助を投入していると。今回は、一宮町しかないので一宮町の負担が大きいわけですがけれども、金額としては過去2年とほぼ変わらないということでもあります。それが1つ目であります。

それから、確定的なのか、それとも減らす可能性はあるのかということでもありますけれども、これについては、この大会の運営責任者から確約をいただいておりますけれども、黒字になった場合、この補助金を優先して、そこから返還していくという言明をいただいております。

それからもう一つ、3つ目、支出しないのはいつ決めたのかということですがけれども、支出しないということは決めてはおりません。これについては何度も申し上げているとおり、昨年の支出をめぐるでも大会関係者の皆様から、来年はなるべく公的な補助を得ないでやりたいと、そのように努力をしますというふうなお話を承ったものですから、私どもはそこについて当面向きに考えなくてもよろしいんだなというふうに理解していたということでもあります。

しかし、私としては今になって、先ほど申し上げたとおり、私自身の、これは結果的にはその大会の運営というものの難しさというものを十分見据えた決断ではなかった。むしろ町が積極的に関与することによって、この資金計画、その他にも、当初より関与して明確な見通しを、町とWSLでともにつくっていくのがより正しかったと、今は思っております。

しかし今となつては、私としてはそこは、次年度にはそういうスタイルできちんとこれは確立していきたいと思っておりますけれども、現状では、このQS6000を行うということについて、町のかかわり方はこれが精いっぱいというところでもあります。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 7番、藤乗です。

この大会の予算とか補助額のことにつきましては、一宮以外のケースについてお聞きしたかったんですね。一宮のケースということだけでなく、他県で実施されているのかどうか、その際にどういう状況であったのかということが知りたかったということですから、ちょっと私の質問の趣旨と違うお答えをいただいていたんですけれども。

○議長（吉野繁徳君） 答弁。

高田オリンピック推進課長。

○オリンピック推進課長（高田 亮君） 国内では、世界最高峰のQ S 6000に匹敵する大会が行われてございませんので、ちょっと比較対照できるものがないので、今、町長がおっしゃったとおり、昨年、一昨年と比較した答弁をしたと思います。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） そのこのところはわかりました。

ただいまの町長のお答えをお聞きしておりまして、3月2日の全体会議におけるご説明とどうも矛盾するようなお話としか聞こえないんですけれども、今回、やらないというふうに当初決めていた補助金を、改めて出すということになったということは、出さないというふうに町長がおっしゃった時点で、私としては、町の財政的な部分、これは非常に大きいと。もう一つは、出さなくても実施されるということがあるのではないかと。実施されるというのは、WSLの大会そのものもそうですし、オリンピック自体とは実際のところは関係ないからということだろうというふうに私は認識したんですけれども、それを改めて補助金を出すということになったということは、これは解消されていた問題点が再燃してきたんじゃないかというふうに私は考えてしまったわけなんですけれども、補助金支出を議案として提出したということで、大塚基金に狙いをつけるということになってしまいますと、かつて大塚基金を使いまして県道の植栽をやったという例もございますけれども、いざというときの基金頼みというような話になってしまうというふうにしか見えないわけです。その辺のところは余りにも準備不足で……

○議長（吉野繁徳君） 藤乗議員、簡潔にお願いします。

○7番（藤乗一由君） はい。

町長のほうとされましては、認識不足の状況だったのではないかなというふうに思いますが、先ほども申し上げたように、基金に頼るのではなくて、私自身の賛成の可否はありますけれども、一般会計、これによらなければおかしいのではないかと思います。改めてそれについてお伺いします。

○議長（吉野繁徳君） 答弁願います。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 先ほど申し上げたとおりであります。

私は基金から充当するのが正しいと判断いたしました。これは、ご寄附を賜った方のご意向としても、それを妨げないというご意向をいただきましたので、私といたしましてはそれに従わせていただいたということでもあります。そこは周到に問い合わせのお願いを申しあげました。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

ほかに質疑ございませんか。

6番、小安博之君。

○6番（小安博之君） 先ほど町長の答弁の中で、この大会が実施されないという選択肢はないと出てきたと思いますけれども、もう一度、この大会がどうしても絶対実施されなくちゃいけないと、そここのところをもうちょっと説明していただきたいということと、もう一つ、あくまでも確認なんですけれども、当然、2年後にオリンピックが来ます。あくまでもそれをにらんでの今回の提出議案のことなのか、それとは関係なく、一宮町はサーフィンが盛んですから、オリンピック抜きにしてもこういうのが来るのか、そここのところはどうか、その2点、お願いします。

○議長（吉野繁徳君） 答弁願います。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 1つ目はQ S 6000についてでありますけれども、Q S 6000は特別な位置づけであるというふうに考えております。この上はQ S 10000というのがありまして、その上にチャンピオンシップツアーというのがあります。WSLのこういった大会、Q S 6000は年間6回ということになっておりますけれども、賞金があります。優勝者は賞金とともに6,000点のポイントを得られるわけでありまして、この連戦をしまして、年間のポイント獲得数が最も多い方がWSLのランキングで上へ上がっていく。そして、次年度にCTという34名の世界最高峰のプロの集団としてカウントされていきます。このチャンピオンシップツアーの方々も世界を転戦しながらポイントを集めて、次年度にもそのポジションが維持できるようにいたします。

そういう中で、このQ S 6000というのは、日本国内でやるものとしては最高級になります。世界的にもこの上はQ Sは10000しかありません。この競技で6,000点を集めるために、例えば今、オリンピックに出場することがほぼ確実であろうと考えられるような選手がここへポイントを取りに参加されます。そうしたことから考えて、このQ S 6000というのは、事実上のオリンピックの予選の一環という位置づけになります。

来年度に向けてランキングが確定していきます。そうすると、それがオリンピックのときに重要な意味を持ってきますけれども、ことし、来年のこのポイント獲得数は、このオリンピックに直結しますので、非常に重要なトーナメントであると。WSLのチャンピオンシップツアーの34名のうち、上10名が直ちにこれがオリンピック出場選手になりますので、そうした意味でこれは非常にオリンピックに直結した競技大会であると。日本国内のさまざまな競技大会とは全く違ったものであります。オリンピックの予選の一環という位置づけの特別な大会でありますので、その点をご理解いただきたいと思えます。

それから、オリンピック以外でもということでもありますけれども、私はそうはいつでも、私どもはオリンピックのためにこの大会を行うというふうに考えております。オリンピック後も一宮町で常に補助金を出して、これを招来するのかどうかということについては、私はそれは改めて一つずつ考えなきゃいけないというふうに思っております。

正直なところ、先ほど申し上げましたように、WSLという民間団体が主催しております。であれば、私どもがスポンサーをしなくても、そちらのほうで皆さんで寄附金を集めていただくことに本当に期待します。その上で一宮でやっていただければベストだと思いますが、しかし私どもはオリンピックを迎えてこれをやらなきゃいけない。そこでお金が足りないというときに、ほかの選択肢がないということで、こうした決断をいたしました次第であります。

ですので、将来にわたってこのことに私がそのままこれを維持するということではありません。オリンピックまでという特別な事情において、こういう決断をいたしているということでもあります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

6番、小安博之君。

○6番（小安博之君） 私もサーフィンについて全く疎いもので、わかればいいんですけども、教えていただきたいんですけども、WSLというのは年間6回ですか。

（「QS6000ですね」と呼ぶ者あり）

○6番（小安博之君） QS6000というのは6回。

それは大体どういう資金でやっているのか。大体、公的援助を、言っては悪いけれども当てにしてというか、含めた形でやっているんでしょうか。そのところをちょっと教えてください。

○議長（吉野繁徳君） 高田オリンピック推進課長。

○オリンピック推進課長（高田 亮君） 申しわけありませんが、ほかの大会の状況のほうを調査しておりませんので、今後調査してご報告したいと思います。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 10番、志田延子君。

○10番（志田延子君） 要望なんですけれども、今、町長からお話があったように、Q S 6000がどんな大会だとか、それから町長は先ほど、私かと、ご自分が何とかと言うけれども、そうではなくて、一宮町の議会も含めて、いろいろ皆さん、オリンピックを成功させたいという思いのある方たちがあるので、ぜひ皆さんにサポートしていただいて、そして説明をよくしていただいて、なさっていただきたいということを要望させていただきます。

プレオリンピックを成功させなければ大変なことになりますので、ぜひ詳しい説明とか、我々も一緒に考えるというようなシステムをつくっていただきたいと思います。これは要望です。よろしく願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 2番、小林正満君。

○2番（小林正満君） オリンピック前の大会、非常に大きな大会だということはよくわかりました。そんなにすばらしい大会で、なぜスポンサーが集まらないんでしょうか、町長。

○議長（吉野繁徳君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） これは私の個人的な見解です。例えば、テニスのウインブルドンとか、ゴルフのマスターズとかという大会があります。これはもう開催地も決まっているんですけども、膨大な賞金がかかって、世界からトッププロが集まってやります。これは運営費にしても賞金にしても、王侯貴族からの伝統のもとでスポンサーが非常にしっかりしています。

それに対して、W S LのQ S 6000、世界で、例えば2017年にQ S 6000を行ったのは、オーストラリアで2回、ブラジル、ポルトガル、スペインで1回ずつ、そして我が一宮で1回ということではありますが、こういったところでやっているんですけども、サーフィンというものがスポーツとして大変今は人気になってきておりますが、まだテニスやゴルフのような十分な分厚い社会的なサポート体制が、金銭的な面では十分構築されていないんじゃないかと。

例えば、私が昨年の収支報告書を見ますと、実際に寄附金を集めているのは、主にサーフィンのお仕事に関係のある事業者の皆さんです。私が先ほど申し上げたことだと、主にそういうこれまでお仕事上のさまざまな関係のあるところが多いんです。これについてもっと、例えば先ほど申し上げたのは、一宮町が積極的にこの収支計画をともに共有して寄附を

集めるということに、私どもも表に立つのではなくてサポートするというのであれば、さらに多様な寄附のルートというのを切り開くことができたのではないかと、そのことを大変私も残念に思っている次第であります。逆に、限られた中で非常に苦心惨たん、苦勞されたということでありまして、これは残念なことであると。

もう一回申し上げますと、要するにサーフィンでスポンサーが集まらないのは、特に日本はそうだと思うんですけども、サーフィンの社会的認知が今まだ低いと。例えば男性のフィギュアスケート、以前はどなたも余りごらんになることはなかったと思います。羽生結弦選手が出てきて、今は爆発的人気になりました。そういう一つの契機によってスポーツが大変人気が出てくるということもあります。今後、サーフィンについてそういったスターが出てきますと、また状況も大きく変わってくるんじゃないかと。いずれにしても、今のところはそこまで日本ではサポート体制が盛り上がっていないと。それから、この大会関係者の皆様の回路はどうしても限定されているということですね。私どもはもう少しお手伝いができるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 9番、鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） 先ほど質問した中で、主催者の2,000万という数字を私は言ったんですが、町はその不足分がいいんじゃないかという明確な答弁が、余りはっきりした答弁がないんですが、ちょっとそれをもう一回聞かせてくれますか。

○議長（吉野繁徳君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 2,000万というのは運営費、人件費と設備費全て、実は2,000万以上になるんですけども、そこの根幹を損なった場合に、QS6000ができないということを私は判断したわけでありまして。そこで、この2,000万の支出ということに決断をいたしました。

○議長（吉野繁徳君） 9番、鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） 私が言っているのは、主催者がなぜ2,000万を出さないかということなんです。町が主催じゃないですよ。

○議長（吉野繁徳君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） この主催者という人たちが、一つの主催者ではあるわけですけども、あくまでスポンサーを集めて行うというスタイルでやっておられるわけです。そこで、私はダウングレードの可能性を関係者の方から伺いましたので、それに大変危惧を覚えたということでもあります。

○議長（吉野繁徳君） 質疑が出尽くしたと思いますので、先に進ませてもらっていいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） これまでのお答えをお聞きしまして、本件につきまして反対とさせていただきます。その論拠についてお話しさせていただきます。

3点ございます。

1点目は、オリンピックへ向けましたサーフィン大会を通じた一宮町の魅力発信ということに関してですけれども、町の事業推進の面でも、これまで認識不足であったというような町長のお答えもありまして、そういった情報収集の少なさから、余りにも事業推進に対して無計画であるということがひしひしと感じられます。一旦補助金支出はしないと決めておきながら、すぐにこれを覆すということなどは、町の事業に対する信頼性を損なうものでございます。今後は、こういった問題点の解消に向けまして、各課きちんと連携を強めて計画を進めなければならないというふうに思いますが、そういった改善も含めまして、提案も含めまして、問題点の1つというふうに考えます。

2つ目としまして、この大会そのもの、サーフィン大会に関する町民の認知度、サーフィンに対して、オリンピックに向けたサーフィンに関する意識向上など、機運醸成ということを含んできておりましたが、これがなかなか上がらないということに対する、問題解消に向けた対応が余りにも不十分であるというふうに考えられます。条例改正の議案の際に申し上げましたように、サーフィン大会の効果といった調査、そうした面も含めて細やかに準備するということが欠けております。

また、本件が計画的に丁寧に準備された事業であるならば、安易に大塚基金に頼らずに、一般会計を財源として導くべき性質のものであります。

3点目としまして、昨年の補助額500万円と比べまして4倍の額にもかかわらず、昨年の結果、これまでの結果、これについての経済効果、意識調査といったものがきちんと行われておりません。それにもかかわらず補助額が余りにも高額であります。2,000万円という多額の補助金支出を補正案としているサーフィン大会が、町民や町に対してその額に見合うだ

けの還元があるという見通しが示されていない、ここも1つの問題と考え、本議案に反対といたします。

○議長（吉野繁徳君） ほかに討論ございますか。

4番、鵜沢清永君。

○4番（鵜沢清永君） 平成30年度一般会計補正予算（第1次）議定について、賛成の立場から討論を行います。

今回の補正予算は、国際サーフィン大会の補助金と釣ヶ崎海岸広場基本構想委託料の2件です。

国際サーフィン大会はWSL主催のQS6000に対する補助金で、昨年、一昨年と2年連続で当町で開催されており、日本国内はもとより、世界中の方々に一宮町はサーフィンの町として認識されつつあります。この世界大会を継続的に当町で開催することは、オリンピックへの機運醸成はもちろんのこと、多くの交流人口を生み出すことで町の活性化につながるとともに、一宮町の知名度が上がることで移住・定住促進に貢献するものと考えます。

また、釣ヶ崎海岸広場基本構想委託料は、釣ヶ崎海岸広場をオリンピックのレガシーとしてどう残していくのか、今後の目指す方向性を示す基本の構想を策定するものであり、これは大塚実海と緑の基金を有効活用するためのものと思います。

よって、今回の補正予算は、オリンピックの成功と町の活性化に向け、大変重要で必要なものと判断し、賛成するものです。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第6、議案第2号 平成30年度一宮町一般会計補正予算（第1次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉野繁徳君） 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（吉野繁徳君） 以上で本臨時会の案件は全て終了いたしました。

これもちまして平成30年第2回一宮町議会臨時会を閉会いたします。
どうもご苦労さまでございました。

閉会 午後 零時01分